

事務連絡
平成26年8月20日

各位

(公社)全日本病院協会
事務局

2025年に生き残るための経営セミナー第5弾
「データ提出加算のためのデータ作成・コーディング研修」質疑応答集について

平素は、本会事業活動につきまして、ご支援とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年8月13日(水)開催いたしました2025年に生き残るための経営セミナー第5弾「データ提出加算のためのデータ作成・コーディング研修」にて、皆様より頂戴いたしましたご質問に関して、厚生労働省保険局医療課に確認した結果を質疑応答集として取りまとめました。

詳細につきましては、『2025年に生き残るための経営セミナー第5弾(H26.8.13開催)「データ提出加算のためのデータ作成・コーディング研修」質疑応答集』をご参照ください。

本質疑応答集に関するご質問については、下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

【問合せ先】 公益社団法人 全日本病院協会 事務局 久下・上田・向井・祝
〒101-8378 東京都千代田区猿樂町2-8-8 住友不動産猿樂町ビル7F
TEL: 03-5283-7441 FAX: 03-5283-7444
E-mail: kuge@ajha.or.jp

	質問	回答 (H26. 8. 18修正)
1	試行データについては、平成26年9月1日からの入院分を作成することであるが、本データはいつの入院分から作成すれば良いのか？	本データについては、平成26年10月1日退院・転棟症例から作成（厚生労働省） ※入院年月日の起算日は試行データに準ずる（第2回目手上げの場合は9月1日以降入院症例から作成）
2	第2回の8月20日にデータ提出加算の届出を行った場合、試行データ作成については、「9月退院・転棟分データ」とのことであるが、入院中の患者のデータは不要ということか？	「様式1」については、退院及び転棟した時点で作成を要するために9月・10月に退院・転棟した患者のみが対象。「E・Fファイル」については、全ての入院患者が対象となる（原則、医科保険適用診療明細のみ）。（株式会社健康保険医療情報総合研究所）
3	試行データの作成について、8月20日に届出した場合、8月以前から入院している患者は試行データ作成の対象となるのか？	9月1日以前に入院した患者は「様式1」の作成対象ではない。「E・Fファイル」については、作成対象となる。（厚生労働省）
4	形式チェックソフトでエラーにならないデータを期日までに提出できれば「データ提出通知」はいただけると考えてよいのか？	必ずしも「データ提出通知」が付与できるわけではない。提出に値しないと判断した場合は、再照会する場合もある。特に、形式チェックソフトでエラーが出ないようにデータを作成されることが一番困る。（厚生労働省）
5	地域包括ケア入院医療管理料を算定中。 第2回の8月20日にデータ提出加算の届出を予定しており、順調に「データ提出通知」をいただけた場合、本データは10月1日入院分の患者を対象に作成すればよいのか？	「様式1」については、10月1日退院・転棟の患者から対象になり入院年月日の起算日は試行データに準ずる（第2回目手上げの場合は9月1日以降入院症例から作成）。「E・Fファイル」については、全ての入院患者が対象となる（原則、医科保険適用診療明細のみ）。（厚生労働省）
6	「E・Fファイル」の作成について、「地域包括ケア入院医療管理料」等の特定入院料に包括されるリハビリテーション等は0点となり、「様式1」と整合性が取れないが問題はないのか？	「一般病棟グループ」に属する特定入院料等に包括される点数については、0点として「E・Fファイル」にて提出の義務がある。（10月診療分本データからは出来高実績点数の明示も必要）。しかし、入院基本料に包括される点数については提出義務はない。（厚生労働省）
7	精度の悪いデータとは、どのようなものを指すのか？	様式1とE・Fファイルとで整合性が取れていないデータや、実際の診療行為と食い違うような、例えば手術を行っているデータから読み取れるのに、行っていないとのコーディングがされているデータを指す（厚生労働省）

2025年に生き残るための経営セミナー第5弾(H26.8.13開催)

<公益社団法人 全日本病院協会>「データ提出加算のためのデータ作成・コーディング研修」質疑応答集

平成26年8月20日

	質問	回答 (H26. 8. 18修正)
8	スケジュールについて、第2回の8月20日に届出をした場合、11月22日が施行データの提出期日となっている。この場合、提出したデータが不合格になった場合、既に第3回の届出期日である11月20日を過ぎていているため、再チャレンジできないが、どうしたらよいのか？	第2回（8月20日届出）で合格できなかった医療機関については、個別対応を予定している。しかし、第3回（11月20日届出）で合格できなかった医療機関についての個別対応は現段階では検討していない。出来る限り、第2回で届出してほしい。（厚生労働省）
9	7日以内の再入院について、別疾患で再入院した場合の様式1はどのように取り扱えばよいのか？	DPCコードの上2桁が同じ場合は再入院。それ以外は別入院として取り扱い、別物とし様式1等は作成する。（厚生労働省）
10	8月20日に届出をした場合、試行データは9月・10月分の2ヶ月ということであるが、提出する際は2カ月分をまとめたデータを提出するのか？	1ヶ月毎の提出も可能ではあるが2ヶ月分をまとめたデータで提出していただきたい。（厚生労働省）
11	本データの作成については、2ヶ月ではなく、3カ月分のデータを作成して提出するのか？	本データについては、「4月・5月・6月」「7月・8月・9月」「10月・11月・12月」「1月・2月・3月」の3ヶ月単位での提出となる。（厚生労働省）
12	「データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合は、当該月の翌々月について、当該加算は算定できない」とあるが、この場合、「一般病棟7対1入院基本料」「専門病院7対1入院基本料」「特定機能病院7対1入院基本料」「地域包括ケア病棟入院料」のように施設基準に「データ提出加算の届出をしていること」と要件化されている入院料については返上し、10対1入院基本料あるいは特別入院基本料になるのか？	「一般病棟7対1入院基本料」「専門病院7対1入院基本料」「特定機能病院7対1入院基本料」「地域包括ケア病棟入院料」はデータ提出加算に係る届出を行っていることが施設基準である。累積して3回データ提出の遅延等が認められた場合は、届出が無効となる。
13	DPC病院ではない医療機関のデータの精度管理については、今後どのように検討していくのか？	DPC病院以外の場合、罰則等は現時点では設けていないが、今後「罰則」を検討する可能性はある。（厚生労働省）
14	DPC病院でケアミックスの場合、回復期リハビリテーション病棟入院料や障害者施設等入院料、療養病棟についてデータ提出の必要はあるのか？	DPC病院について「その他病棟グループ」のデータ提出は必要ない。ただし、データを提出いただければ、「データ提出加算」を算定できるようになる。（厚生労働省）

※本質疑応答集の回答は、厚生労働省保険局医療課に確認済です。